

議案第 97 号

生駒市都市公園条例等の一部を改正する等の条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成20年12月9日

生駒市長 山下 真

生駒市都市公園条例等の一部を改正する等の条例

(生駒市都市公園条例の一部改正)

第1条 生駒市都市公園条例(昭和45年3月生駒市条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 都市公園の管理(第3条―第18条)

第2章の2 工作物等の保管の手續等(第18条の2―第18条の6)

第3章 雑則(第19条―第23条)

第4章 罰則(第24条―第27条)

附則

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(有料公園施設等)」を付し、同条中「の名称」を削り、同条に次の3項を加える。

2 生駒山麓公園ふれあいセンター浴場又は生駒山麓公園ふれあいセンター温水プールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可に管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 市長は、管理上支障があると認めるときは、第2項の許可をせず、又は同項に規定する有料公園施設の使用を禁止し、若しくは制限することができる。

第7条の2に見出しとして「(指定管理者による管理)」を付し、同条中「有料公園施設のうち生駒山麓公園フィールドアスレチック(次条から第7条の6までにおいて「フィールドアスレチック」という。)」を「生駒山麓公園(次に掲げる公園施設を除く。以下「山麓公園」という。)」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 生駒山麓公園ふれあいセンター浴場
- (2) 生駒山麓公園ふれあいセンター温水プール
- (3) 法第5条第1項の許可に係る公園施設

第7条の3に見出しとして「(指定の手續)」を付し、同条中「フィールドアスレチック」を「山麓公園」に改める。

第7条の4に見出しとして「(管理の基準)」を付し、同条中「フィールドアスレチック」を「山麓公園」に改める。

第7条の5に見出しとして「(業務の範囲)」を付し、同条第1号を次のように改める。

- (1) 第3条第1項及び第3項の許可(市長の定めるものに限る。)に関する  
こと。

第7条の5第3号中「フィールドアスレチックの」を「山麓公園の利用及び」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第7条の2の規定により山麓公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条、第6条、第14条、第17条及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第7条の6を削る。

第8条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「公園施設で、次に掲げる施設及び別表第1に掲げる施設のうち主として運動の用に供する施設」を「次に掲げる公園施設」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加え、同項を同条とする。

(1) 有料公園施設（生駒山麓公園ふれあいセンター浴場及び生駒山麓公園ふれあいセンター温水プールを除く。）

第12条中「額の使用料を、第7条の6第1項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第7条第2項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

第13条第1項中「第7条の6第1項の」を「第7条第2項に規定する」に、「以下」を「以下これらを」に改める。

第18条中「第7条の2」を「第7条第2項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

公園	有料公園施設
生駒山麓公園	生駒山麓公園ふれあいセンター浴場 生駒山麓公園ふれあいセンター温水プール 生駒山麓公園テニスコート
生駒市総合公園	生駒市総合公園体育館 生駒市総合公園テニスコート
滝寺公園	滝寺公園プール 滝寺公園テニスコート
イモ山公園	イモ山公園プール イモ山公園テニスコート
むかいやま公園	むかいやま公園体育館 むかいやま公園テニスコート

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

生駒山麓公園ふれあいセンター浴場使用料

区 分		1回券	1日券
大人	市内に居住する60歳以上の者	100円	150円
	上記以外の者	300円	450円
小人		150円	200円

備考

- 1 「小人」とは、3歳以上の幼児、小学生及び中学生をいう。
- 2 3歳未満の者は、無料とする。

生駒山麓公園ふれあいセンター温水プール使用料

区 分		1回券	1日券
個人使用	大人	500円	600円
	小人	300円	400円
団体使用	大人	400円	500円
	小人	200円	300円

備考

- 1 「小人」とは、3歳以上の幼児、小学生及び中学生をいう。
- 2 「団体使用」とは、責任者に引率され、かつ、30人以上（責任者を除く。）で構成される団体による使用をいう。
- 3 3歳未満の者は、無料とする。

第2条 生駒市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 5 生駒山麓公園駐車場を使用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）のうち、普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。

第8条第1号中「及び生駒山麓公園ふれあいセンター温水プール」を「、生駒山麓公園ふれあいセンター温水プール及び生駒山麓公園駐車場」に改める。

第12条に次の1項を加える。

- 3 生駒山麓公園駐車場を使用する者は、別表第4に掲げる使用料を納付しなければならない。

第13条第1項中「使用料」を「前条第1項及び第2項の使用料」に改め、同条第2項中「使用料」を「前項の使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条第3項の使用料は、生駒山麓公園駐車場を使用する者が自動車を山麓公園から出場させる際に徴収する。

別表第1中「生駒山麓公園テニスコート」を「生駒山麓公園テニスコート  
生駒山麓公園駐車場」

に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第4（第12条関係）

生駒山麓公園駐車場使用料

区 分	駐車1回当たりの金額
自動車（マイクロバス及びバスを除く。）	700円
マイクロバス	1,400円
バス	2,000円

備考

- 1 「マイクロバス」とは、普通自動車のうち乗車定員が11人以上29人以下のものをいう。
- 2 「バス」とは、普通自動車のうち乗車定員が30人以上のものをいう。
- 3 次に掲げる自動車（マイクロバス及びバスを除く。）は、無料とする。
  - (1) 市内に住所を有する者が自ら運転する自動車
  - (2) 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者が自ら運転する自動車
  - (3) 市内に存する学校に在学する者が自ら運転する自動車
  - (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が自ら運転し、又は同乗する自動車

第3条 生駒市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第7条の2中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第8条第1号中「、生駒山麓公園ふれあいセンター温水プール」を削る。

別表第1中「生駒山麓公園ふれあいセンター浴場  
生駒山麓公園ふれあいセンター温水プール」を「生駒山麓公園

ふれあいセンター浴場」に改める。

別表第3の生駒山麓公園ふれあいセンター温水プール使用料の表を削る。

(金鷲の杜倭苑条例の一部改正)

第4条 金鷲の杜倭苑条例(平成15年3月生駒市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1回300円。ただし、60歳以上の者及び3歳未満の者については無料、中学生以下の者(3歳未満の者を除く。)については1回150円とする。

を

」

「

次に掲げる使用者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

- (1) 60歳以上の者 1回100円
- (2) 中学生以下の者(次号に掲げる者を除く。) 1回150円
- (3) 3歳未満の者 無料
- (4) 前3号に掲げる者以外の者 1回300円

に改める。

」

(生駒山麓公園ふれあいセンター条例及び生駒山麓公園野外活動センター条例の廃止)

第5条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 生駒山麓公園ふれあいセンター条例(平成3年10月生駒市条例第32号)
- (2) 生駒山麓公園野外活動センター条例(平成5年3月生駒市条例第5号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年4月1日前にされた指定管理者の指定の手續に関する行為は、改正後の生駒市都市公園条例の規定によりされたものとみなす。

3 平成21年4月1日前に改正前の生駒市都市公園条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用等に係るものは、改正後の生駒市都市公園条例の相当規定によりされた許可等の処分その他の行為とみなす。